

こども総務課の所管に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第51号

こども総務課の所管に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴う関係規則の整理に関する規則次に掲げる規則の規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

- (1) 大和市児童福祉法施行細則（昭和56年大和市規則第24号）別表第1Aの項
- (2) 大和市養育医療に関する規則（平成25年大和市規則第24号）第2条第2項第2号及び別表第1A階層の項

#### 附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。